

# 防災用品の公募展示に関する募集要項

## 1 目的

防災用品の展示について、県内で製造、販売を行う企業や事業所等から公募し、県立防災センターに一定期間展示・紹介することで、広く県民や自主防災組織等への日頃の備えが促進されるよう啓発を行います。

## 2 公募する防災用品

市販されており、県内の店舗または通信販売等により購入可能な防災用品で、次のものを対象とします。

分野	対象となる品目
居住空間の安全対策	家具・電化製品等の固定用品、住宅用火災警報器、感震ブレーカー、窓ガラス等の飛散防止用品など
家庭向けの備蓄及び携帯品等の防災用品	非常食（アレルギー対応含む）、長期保存飲料、乳児及び高齢者向けの防災用品、簡易トイレ、LEDライト、充電器、発電機、健康維持用品、感染対策用品、非常持ち出し品及び持出袋など
自主防災組織・事業所向けの備蓄等の防災用品	救出・救助工具各種、消火器、浄水器、非常食、長期保存飲料、簡易トイレ、ベッド、テント、ストーブ、パーティション、LEDライト、充電器、発電機、健康維持用品、感染対策用品など

## 3 応募要件

- (1) 応募者 県内で防災用品を製造または販売している者としてします。
- (2) 応募点数 規定の展示面積におさまる範囲内であればいくつでも可  
展示面積：1社あたり最大180cm×40cm  
(展示者多数の場合は、面積を縮小する場合があります。)

## 4 募集期間

- (1) 令和8年2月17日（火）から3月6日（金）まで
- (2) 製品の開発時期などの特別の事情がある場合は、年間を通じて受付

## 5 応募方法

別紙「防災用品の公募展示申請書」に必要事項を記入し、持参、郵送またはメールにより提出してください。

## 6 選定について

- (1) 防災人材育成センターにおいて、展示の適否を決定します。
- (2) 複数の応募者から同一品の応募があった場合、展示者の決定は応募者間で調整していただきます。応募者間で調整できなかった場合は、応募の先着者を展示者に決定します。

## 7 防災用品の展示について

県立防災センター1階地震体験コーナー横のスペース及び2階窓側付近に展示します。

- (1) 展示品を説明するために必要なパンフレット、パネル等は防災人材育成センター担当者と事前に打ち合わせの上、展示者が用意してください。
- (2) 展示者が多い場合は、1社あたりの展示面積を縮小する場合があります。
- (3) 他の展示者の防災用品と並べて展示する場合があります。
- (4) 展示品の搬入・搬出については、展示者の責任と負担で行ってください。
- (5) 展示中の盗難、破損等の損害については原則として県は補償しません。  
必要に応じて展示者が損害保険または盗難保険に加入するなどして対応してください。
- (6) 展示期間が満了した防災用品は返却しますので、速やかに撤去してください。
- (7) 新商品への入れ替え等については防災人材育成センター担当者に連絡の上、随時行ってください。
- (8) 電源はありません。

## 8 展示期間

展示期間は展示開始から概ね一年間とします。

## 9 その他留意事項

- (1) 県立防災センターでは、本公募展示の目的に沿って防災用品を展示・紹介するとともに出展者の連絡先等を併せて掲示します。(売買の仲介、斡旋はいたしません。)
- (2) 展示者のHP等で案内する場合は、「県立防災センターで展示している」旨の内容にしてください。

## 10 提出先および問合せ先

〒771-0204

徳島県板野郡北島町鯛浜字大西165

徳島県防災人材育成センター

電話：088-683-2100

FAX：088-683-2002

Mail：bousaijinzaiikusei-info@pref.tokushima.lg.jp